

2017年10月11日
株式会社みずほフィナンシャルグループ

グリーンボンド発行の決定について

株式会社みずほフィナンシャルグループ（執行役社長：佐藤 康博）は、2017年10月10日に、当社としてはじめてグリーンボンドの発行を決定しました。

グリーンボンドとは、資金使途を再生可能エネルギーなど環境に配慮した事業（以下、グリーンプロジェクト）に限定して発行する債券です。当社は、グリーンボンドで調達した資金を当社子会社である株式会社みずほ銀行（頭取：藤原弘治）へ融資し、みずほ銀行はグリーンプロジェクトに対し融資を行います。

本件は、企業のESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組みに着目する「責任投資」が世界的にひろがるなか、特に環境分野に関心の高い投資家のニーズに応えるものです。また、当社のグリーンボンドは、国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則2017」と環境省の「グリーンボンドガイドライン2017年版」にそって、当社が策定したフレームワークに基づき発行・管理を行います。

〈みずほ〉は、今後もCSR（企業の社会的責任）への取り組みを企業行動の軸と位置づけ、さまざまなステークホルダーの価値創造に配慮した経営を行うとともに、金融を通じて社会の持続可能な発展に一層貢献していきます。

（グリーンボンドの概要）

発行体	株式会社みずほフィナンシャルグループ
発行総額	5億ユーロ
発行日	2017年10月16日（条件決定日2017年10月10日）
期間	7年
金利	0.956%
資金使途	みずほ銀行に対する融資に充当し、みずほ銀行はグリーンプロジェクトに対する融資に充当

本ニュースリリースは、当社の証券発行に関する情報を公表することを唯一の目的に作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。本ニュースリリースは、米国内における証券の募集を構成するものではありません。本証券は、金融証券取引法、1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）およびその他いかなる適用ある証券関連法令に基づく届出または登録がなされておらず、またその予定もありません。本証券は、日本国内もしくは米国内において、または米国人（米国証券法に基づくレギュレーションSにおける定義によります。）に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために、ならびに本証券の募集または販売を行うことに際して届出もしくは登録が求められるその他一切の法域内において、金融商品取引法、米国証券法またはその他適用ある証券関連法令に基づく本証券の届出または登録が行われない限り、本証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては、日本国内または米国内における本証券の公募は行われません。

以 上